

「訪問診察」について

町立金山診療所
 所長 手塚 裕之

「訪問診察」と聞くとどんなことが思い浮かびますか。「往診」という言葉との違いはなんでしょうか。医療は大きく分けて3種類に分けることができます。一般的な医療とされる「外来医療」と入院して受ける「入院医療」、患者さんの自宅や入居している施設へ行く「在宅医療」の3つがあります。

「訪問診療」とは、在宅医療の1つで「計画的に患者さんの自宅を訪問し診察など診療行為を行うこと」です。

一方で「往診」は同じ在宅医療に該当しますが「通院できない患者さんの要請を受けて、医師がその都度、診療を行うこと」を指します。

現在、診療所では毎週水曜日の午後「訪問診察」を実施しており、現在20名ほどの患者さんを診察させていただいています。現在、日本全体で80万人の方が在宅医療を受けており、コロナ禍で入院しても面会が難しいなどという理由から在宅医療に移行される方も日本全体で広がっているようです。

では、訪問診療でできることはどんなことでしょうか。

▼通常診療
 問診や触診をはじめとする一般的な診療は在宅医療でも行えます。問診とは過去の病歴や現在の病歴について聴取するだけでなく、直接患者の表情や患部の状況を視診することです。また、患部に触れることを触診など慣れた場所です。普段の生活の様子を聞きながら診察を行うことができます。

▼各種検査
 血圧計や酸素飽和度測定器などを持ち込むことが可能です。そのため、血圧測定や血中の酸素飽和度、血液検査、尿検査や便検査など基本的な検査であればできます。

▼点滴薬剤の投与
 多くの入院医療で使用されている点滴薬剤は一部を除き在宅医療でも投与できます。

▼予防接種注射
 各種予防接種やワクチンなど年齢に応じた処置ができます。各種予防接種やワクチン投与が自宅でも受けられます。

▼がん緩和ケアと看取り
 患者さんやご家族に最後まで自宅で過ごしたい、家族で看取りたいという意思があればご自宅での看取りも可能です。在宅で看取るためには、医療と看護、介護で24時間体制の連携が取れる環境を整備する必要があります。一度診療所にご相談ください。

「わたしと金山」
 No.6
 林 寛治

柏崎から仙台まで

1946年の4月から新潟県柏崎市の製油所に着任していた父の許に、同年夏休みの終わりに母子3人で金山から移り住みました。柏崎は北遠目に佐渡島を望み、南西に三階節で歌われる米山を眺めるという人口3万余の小都市でした。柏崎駅に面して3万坪の日本石油柏崎製油所が、また郊外には理研工業工場があったので、それなりに栄えていたようです。

卒業まで約3年を過ごした柏崎小学校は1学年6学級で、私が5年生のときから全校男女同学級になりました。卒業までの2年間は同一組、同一担任での持ち上がりということもあってクラスの連帯感もあり、級友との友情は今も続いています。担任の三井田千代子先生は若く情熱的で、ホームルームの時間には

竹山道雄の「ピルマの竖琴」を朗読してくれました。先生の引率で列を組んで映画館にも行きました。特にソ連映画「石の花」や英国映画「赤い靴」など、初めて観た総天然色カラー映画の鮮やかさ、美しさが印象に残っています。

続いて営業所新設のための父の再度の転勤で、1949年の中学1年から1954年春の高校途中まで、仙台で過ごすことになりました。仙台市は当時人口約34万人と言われていましたが、終戦直前の7月10日に130機のB29による中心市街地への絨毯爆撃で1万2千戸が被災する被害を受けた由で、「杜の都」の面影はなく、青葉通りや広瀬通りなどの主要大通り路上に未だバラックがポツポツ残っていました。通りが広く戻ったのは1951年頃です。したがって私は仙台の復興の歩みを傍観したことになります。借り上げ社宅の住まいは仙台駅とその東側に位置する榴ヶ岡公園との中間にあり、3軒奥の家は国鉄仙石線の線

路に面していました。不規則な広めの敷地内に、爆撃から通れた4、5軒と急造の1室宅が垣根越しに2、3軒建っていました。熟練のラジオ修理屋と「オンリーさん」などが住んでいて、当時幼稚園児だった弟の隆三が遊びまわっていました。この社宅は父の通勤には不便だということ、東北大学医学部大病院の裏手、北七番丁（現、柏木二丁目）に新たに社宅を建てることになりました。連日の家族会議で間取りを決めたことが、思えば設計との最初の関わりかもしれません。家は中学2年の夏には竣工しましたが、偶然にも中学が合併して中島町（現、八幡一丁目）に移転したので、私の通学も徒歩10分と一挙に楽になりました。



中学卒業時
 1952年3月

防災
 高めよう自助の力



第11回

自主防災組織の役割

自主防災組織とは、「自分たちの地域は自分たちで守る（自助）」という連帯責任のもと地域住民が自主的に防災・減災活動を行う組織です。大きな災害が発生した場合、消防署や消防団だけでは救助などの手が回らなくなってしまうことが想定されます。その時、住民の安全確認をはじめ、初期消火、住民の避難誘導、負傷者の救出や救護、避難所の運営や炊き出しなどを行うことで、地域の被害を軽減することができます。また、地域の高齢者や何らかの介助が必要な方（避難行動要支援者）に救助の手を差し伸べることができるのは、身近にいる地域の皆さんです。

普段は、防災知識の普及啓発による「自分の安全は自分で守る（自助）」取組みの推進、防災訓練や地域の危険箇所の点検といった活動に取り組みます。普段の活動こそがいざというときに役立つ、ということを意識し、様々な機会を捉えて取り組んでいくことが大切です。

活動の実施にあたっては、地区の実情に合わせて、できることから始めていきたいと思います。その際には、町をはじめ、消防署や消防団による助言・指導が可能です。お困りの際は、役場町民税務課にご相談ください。

☎ 52-2111（内線241）

